

様式3（経費計画）記載要領補足 ～インボイス関連の記載方法について～

○事業活動費（消費税相当額）

- ・文部科学省において実施されている委託業務は、役務の提供（消費税法第2条第1項第12号）に該当することから、原則として業務経費の全体が課税対象となるので、積算した業務経費全体に消費税相当額を計上することとなる。
- ・各種別において経費を計上する際には、消費税は内税（税込）として計上することとし、不課税の経費についてのみ対象額を当種別において消費税相当額として計上する。
- ・積算に当たっては、課税事業者と免税事業者とでは別添「消費税の取扱いについて」に示すとおり取扱いが異なるので、確認の上、適正な消費税額を計上すること。
- ・「免税事業者」への支出に関して「消費税相当額」を記載する場合、経過措置の適用の有無に応じて、下記を参照しそれぞれの箇所に計上すること。

（インボイス影響額-経過措置の適用：無）

人件費的性質を有する諸謝金については人件費の費目・種別に計上する。

ここでは「費目：事業費」、「種別：諸謝金」に計上する諸謝金（税込）の「消費税相当額」について補足説明します。

- 個人への諸謝金は相手方が免税事業者であることが想定されます。個人への諸謝金については、経過措置適用対象の請求書が発行されない場合があります。その場合はこの欄を使用します。
- 消費税相当額の計算方法（消費税率 10%の場合）：免税事業者への諸謝金額× $\frac{10}{110} \times \frac{110}{100}$

＝免税事業者への諸謝金額×0.1

例：委託事業者が、適格請求書が発行されない個人への諸謝金

11,000円（消費税10%）を支払った場合、経費内訳には以下を計上します。

- ・諸謝金：11,000円
- ・インボイス影響額-経過措置の適用：無：1,100円

<計算の流れ>

- ①諸謝金から消費税額を算出。

$$11,000 \text{円} \times \frac{10}{110} = 1,000 \text{円}$$

- ②国と委託事業者間では業務経費の全体が課税対象となるため、①で算出した額にも「消費税額」を追加計上。

$$1,000 \text{円} \times \frac{110}{100} = \underline{1,100 \text{円}}$$

(インボイス影響額-経過措置の適用：有)

免税事業者から経過措置適用対象の請求書を受けた場合、この欄を使用する。

- インボイス制度施行後の 3 年間は免税事業者等からの仕入について仕入税額相当額の 80%、その後の 3 年間は 50%を仕入税額とみなして控除となる経過措置があります。

- 控除を受けられない部分については消費税相当額を計上する必要があります。

消費税相当額の計算方法（消費税率 10%の場合）

令和 5 年 10 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日：免税事業者との取引額×10/110×0.2×110/100

＝免税事業者との取引額×0.02

- 令和 8 年 10 月 1 日～令和 11 年 9 月 30 日：免税事業者との取引額×10/110×0.5×110/100

＝免税事業者との取引額×0.05

例：委託事業者が免税事業者と 110,000 円（税率 10%）の取引を行った場合、経費内訳には以下を計上します。

- ・雑役務費：110,000 円
- ・インボイス影響額-経過措置の適用：有：**2,200 円**

<計算の流れ>

①雑役務費から消費税額を算出。 $110,000 \text{ 円} \times 10/110 = 10,000 \text{ 円}$

②仕入税額相当額の 80%は経過措置により仕入税額とみなし控除。残額 20%を計算。

$10,000 \text{ 円} \times 0.2 = 2,000 \text{ 円}$

③国と委託事業者間では業務経費の全体が課税対象となるため、②で算出した額にも「消費税額」を追加計上。

$2000 \text{ 円} \times 110/100 = \mathbf{2,200 \text{ 円}}$